

# 建設廃棄物の適正処理

～建設廃棄物処理の指針～

建設廃棄物処理自主基準改訂版

平成21年9月

社団法人全国産業廃棄物連合会



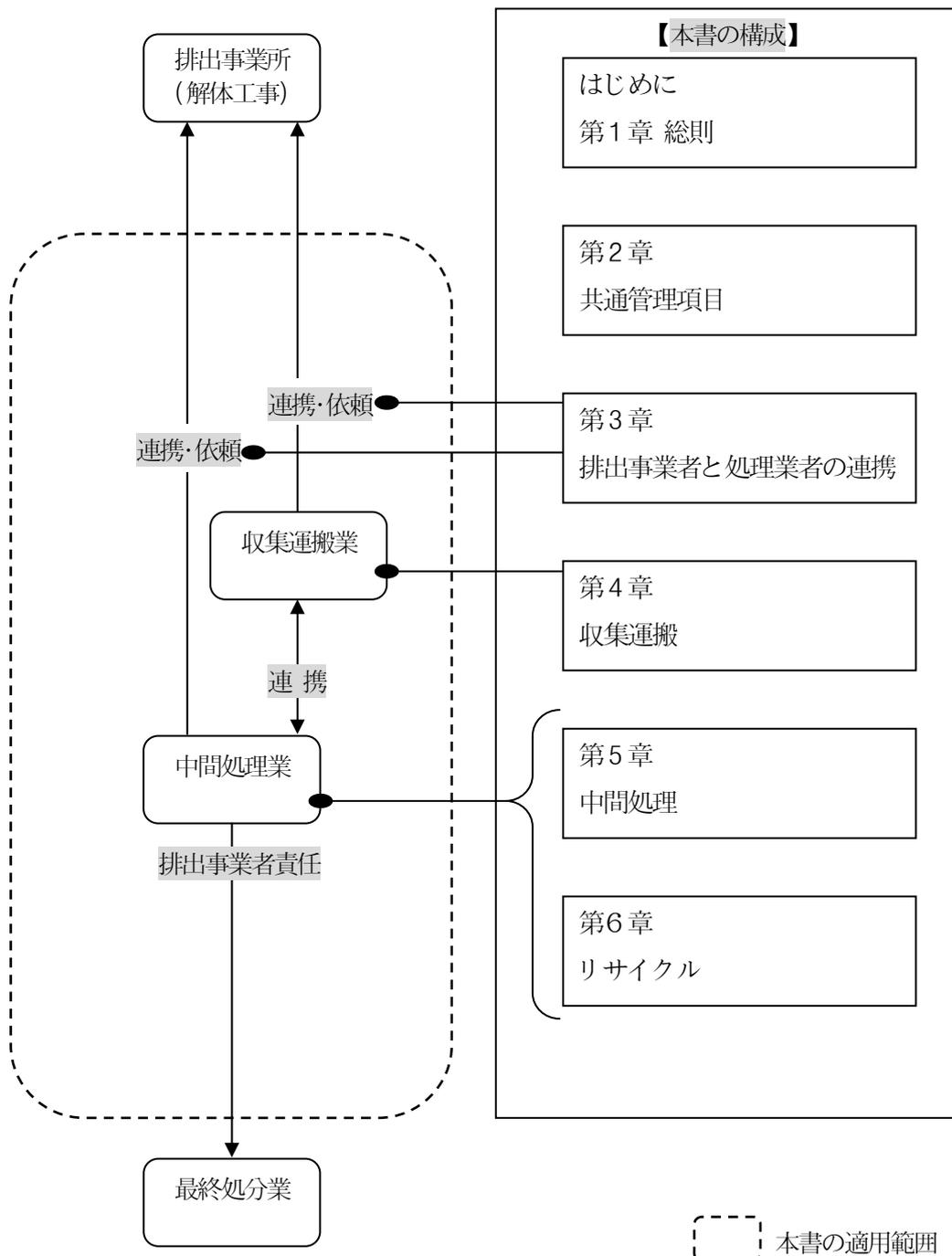
# 目 次

第1章	総則	1
1	目的	1
2	適用範囲	1
3	定義	1
第2章	共通管理事項	2
1	法令などの順守	2
2	情報開示	2
3	受注管理	2
4	委託契約	2
5	処理料金の見積り	2
6	委託処理料金の個別受け取り	3
7	再委託	3
8	従業員の教育	3
9	手順書	4
10	計量設備	4
11	記録	4
12	安全衛生対策	5
13	事故時の対応	5
14	業界活動	6
第3章	排出事業者と処理業者の連携	7
1	連携の必要性	7
2	責任範囲	7
3	解体	7
4	建設汚泥	7
5	建設廃棄物の性状把握	7
第4章	収集運搬	9
1	収集運搬の方法および注意事項	9
2	積替えまたは積替えのための保管	9

第5章	中間処理	11
1	建設廃棄物の性状把握	11
2	搬入時の取り扱い	11
3	保管	11
4	選別	11
5	破碎	11
6	汚泥の脱水、乾燥および造粒固化	12
7	廃石綿等および石綿含有産業廃棄物	12
8	焼却	12
9	中間処理施設の構造	12
10	施設の運転および維持管理	13
11	中間処理後物の処理	13
第6章	リサイクル	15
1	リサイクルの推進	15
2	リサイクルの品質確保	15

## ■ 本書の適用範囲と構成

- 産業廃棄物処理業者のうち、収集運搬業、中間処理業がおこなう建設廃棄物の処理が本書の適用範囲である。 ⇒第1章 2 適用範囲
- 排出事業所(解体工事含む)は適用範囲外であるが、収集運搬業、中間処理業との連携が必要な事項について記載している。 ⇒第3章 排出事業者と処理業者の連携
- 同様に最終処分業は適用範囲外であるが、中間処理業が処理残さを委託する際の排出事業者責任について記載している。 ⇒第5章 11 中間処理後物の処理



## はじめに

社団法人全国産業廃棄物連合会では、このたび、平成 11 年に発行の「建設廃棄物処理自主基準(以下、「自主基準」という)」を改訂し「建設廃棄物処理の指針(以下、「指針」という)」として新たに発表することといたしました。

この「指針」は、「自主基準」発行から 10 年以上が経過し、この間に廃棄物処理法及び関連規則などが改正されてきたことや建設リサイクル法の制定などを踏まえ、現状に即した内容へと見直したものです。

環境問題に係る国民の意識も高まり、産業廃棄物の適正処理の推進は今や私たちの生活や産業活動を支える上でも必要不可欠な問題となっています。不適正処理となる原因や問題を解決し、処理業界の資質の向上および健全な発展を目指すためには、収集運搬、中間処理、最終処分、また再資源化など一連の廃棄物処理過程の中で、それぞれの処理業者が適正処理についての一貫した意識を持たなくてはなりません。

本「指針」の内容は自主的な指標ではありますが、産業廃棄物処理業者と排出事業者が一緒になって取り組むことで、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る活動の展開にもつながります。

さらに、本「指針」が初版の「自主基準」同様に産業廃棄物処理業界はもとより建設関係業界、地方自治体担当部局の皆様にも広く普及し、それぞれの立場で活用していただけることを願うとともに、建設廃棄物の適正処理がより一層強化・推進されることを改めて期待するものです。

平成 21 年 9 月

社団法人全国産業廃棄物連合会  
建設廃棄物部会

部会長 三本 守

# 建設廃棄物処理の指針

## 第1章 総則

### 1 目的

本「指針」は、建設工事および解体工事に伴って生じる産業廃棄物を適正に処理処分し、再資源化を促進するために必要な手順を具体的に定めることにより、産業廃棄物処理業界の資質の向上および健全な発展に寄与し、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

本「指針」は、産業廃棄物処理業者のうち、収集運搬業者、中間処理業者がおこなう建設廃棄物の処理について適用する。

### 3 定義

本「指針」における用語の定義は以下のとおりである。

#### 3.1 建設廃棄物

「建設廃棄物」とは、建設工事および解体工事(以下、「建設工事」という)に伴って生じる廃棄物をいう。

#### 3.2 分別排出

「分別排出」とは、適正処理と再資源化の観点から、廃棄物を発生時点から分けて管理することをいい、いったん混合した廃棄物は分別された廃棄物にあたらない。なお、いったん混合した廃棄物を分ける行為を選別という。

#### 3.3 建設混合廃棄物

「混合廃棄物」とは、建設廃棄物であって2種類以上の廃棄物が混合状態で排出されるものをいう。混合状態で排出される形態には、次の状態で排出される場合がある。

- ① 安定型産業廃棄物に該当するものが2種類以上混在する場合。
- ② 管理型産業廃棄物に該当するものが2種類以上混在する場合。
- ③ 安定型産業廃棄物に該当するものと、管理型産業廃棄物に該当するものが混在する場合。

#### 3.4 建設汚泥

「建設汚泥」とは、建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの、具体的にはコーン指数が概ね200kN/m<sup>2</sup>以下または一軸圧縮強度が概ね50kN/m<sup>2</sup>以下であるものをいう。

#### 3.5 排出事業者

「排出事業者」とは、元請業者をいう。ここでいう元請業者とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。元請業者が建設工事などの全部または一部の施工を下請業者に請け負わせる場合であっても、元請業者が排出事業者に該当する。

## 第2章 共通管理事項

### 1 法令などの順守

- (1)建設廃棄物の処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という)」、その他関係法令を順守すること。
- (2)産業廃棄物処理業者が建設廃棄物を処理する場合には、いかなる種類および規模の施設であっても、環境法令を順守するものとする。
- (3)廃石綿等および石綿含有産業廃棄物の処理にあたっては『石綿含有廃棄物等処理マニュアル』を順守すること。

### 2 情報開示

- (1)社会的な不信感を解消し、理解を得るために、事業の遂行に係る情報を積極的に開示するほか、見学希望者を積極的に受け入れること。
- (2)開示すべき情報は、各種環境測定値、受入廃棄物の内容、処理能力、管理の状況、中間処理施設における中間処理後物のリサイクル先や処理残さの処分先、各種分析値、その他「産業廃棄物処理業者優良性評価基準適合確認審査」の評価基準のうち情報公開性において定められている事項とする。

### 3 受注管理

- (1)自社が保有する各種施設の処理能力を把握し、その能力を超えた処理を受注しないこと。
- (2)万一の環境汚染事故などに備えて、経理的および技術的な責任能力の充実に努めること。
- (3)適正な処理費用を確保すること。

### 4 委託契約

- (1)建設廃棄物処理の受託に際しては、適正処理の確保および排出事業者と処理業者の責任範囲を明確にするために、法に基づき書面により契約を結ぶこと。
- (2)建設廃棄物の委託契約においては、排出事業者(元請業者)と処理業者の二者契約を原則とするものとし、関わりなき第三者の介入を排除すること。
- (3)収集運搬業と処分業の両方の許可を有する場合を除いて、処理業者は、収集運搬と処分を一括受託しないこと。
- (4)契約を結ぶ際には許可証のほか、収集運搬業者においては許可車両一覧表を、中間処理業者においては処理品目ごとの処理方法と処理能力を提示すること。最終処分業者には残余容量を提示させること。
- (5)契約書には、処理品目および処理方法などに応じて処理料金を明記すること。
- (6)廃棄物の適正処理のために、排出事業者から廃棄物の性状を明示した廃棄物データシート(以下、「WDS」という)を原則として受領すること。また、受託する廃棄物の性状に変更がある場合には、排出事業者に対して速やかに新しいWDSの提供を求めること。

### 5 処理料金の見積り

- (1)産業廃棄物処理業者は、契約に先立って排出事業者に処理料金を提示すること。
- (2)提示する処理料金は、適正処理に必要な費用の積算に基づくものであること。

## 6 委託処理料金の個別受け取り

- (1) 収集運搬のみを受託した収集運搬業者は、収集運搬に係る料金のみを受領することとし、処分に係る料金を受領しないこと。
- (2) 中間処理のみを受託した中間処理業者は中間処理に係る料金のみを受領することとし、収集運搬に係る料金を受領しないこと。
- (3) 排出事業者、収集運搬業者、および処分業者の3者間で書面による合意がある場合は、上記(1)、(2)の限りではない。

## 7 再委託

- (1) 再委託は原則禁止とする。当初から再委託を前提とした委託契約を結ばないこと。
- (2) 再委託は、廃棄物処理法の再委託基準に基づくこととし、車両や施設の故障などの非常時以外はおこなわないこと。
- (3) 再委託をおこなう時は、事前に排出事業者の書面による承諾を得ること。

## 8 従業員の教育

従業員に、建設廃棄物の適正処理に必要な知識および技能を保持させるために、継続的に教育・訓練を実施すること。

教育の項目および目的は以下を基本とし、その他の項目については、必要に応じて各社で調整すること。

### 8.1 共通項目

#### (1) 法令に係る知識

廃棄物処理法、建設リサイクル法、およびその他関連法令についての知識を習得させる。また、紙マニフェストの記載方法(石綿含有産業廃棄物の有無の記載など)、電子マニフェストの使用方法についても習得させる。

#### (2) 安全衛生に係る知識

安全に日常業務を遂行するための知識、業務上の危険性(職場に潜んでいる災害を起こす要因)を探し出し、可能な限り早目に「災害の芽」を取り除く、または低減するための手法や、不測の事態が発生した場合の対処方法などを習得させる。

#### (3) 車両系建設機械に係る知識

廃棄物の積降ろしなどに必要な車両系建設機械に関する知識および技能を習得させる。

#### (4) 建築・土木工法に係る知識

建築・土木工法と、それらから排出される建設廃棄物の種類および有害性・無害性などの特性について理解させる。

#### (5) 建設廃棄物の取り扱いに係る知識および技能

伝票類の記載項目に関する知識、異常時の対処方法など日常の取り扱い方法について習得する。あわせて、WDSに関する知識も習得させる。

### 8.2 収集運搬

#### (1) 道路交通法についての知識

運行管理の責任者または安全運転管理者は、「交通安全指導書」、「エコ・ドライブの手引」などを作成して従業員教育をおこなう。

#### (2) その他、『産業廃棄物収集運搬業社内管理体制構築のすすめ』を参考とすること。

### 8.3 中間処理

- (1) 処理施設の運転および維持管理方法に関する知識および技能  
運転方法、検査方法、種々の測定データの解析方法、業務日誌の記載方法、異常時の対処方法など必要な知識、技能を習得する。

## 9 手順書

- (1) 建設廃棄物の処理に関する業務を適切におこなうため、社内の組織を整備して職務を分担し、指揮命令系統および連絡系統などを明確にすること。
- (2) 建設廃棄物の処理に必要な作業手順を策定し、それに従って業務をおこなうこと。  
なおこの手順は「建設廃棄物取り扱い手順書」として文書化し、従業員に対して十分に周知すること。
- (3) 誤って処理不適物が搬入された場合の適正に処理をおこなう手順についても文書化し、従業員に対して周知しておくこと。

## 10 計量設備

搬入および搬出に際して廃棄物の重量を計測記録するために、積替保管施設、中間処理施設には計量施設(トラックスケール)を設置すること。ただし、同一敷地内には限らない。

## 11 記録

契約書、マニフェスト、帳簿は契約の終了日およびマニフェストの受領日ならびに帳簿の閉鎖から5年間保存管理すること。建設廃棄物の取り扱いにあたっては、排出事業者ごとに次の事項を記録、集計し、法に定められた帳簿類と同様に保管すること。

### 11.1 収集運搬

- ① 排出事業者名および発生場所
- ② 運搬品目
- ③ 運搬年月日
- ④ 運搬車両番号および運転者氏名
- ⑤ 運搬数量(重量)
- ⑥ 運搬先

### 11.2 中間処理

#### (1) 搬入時

- ① 搬入年月日
- ② 排出事業者名および発生場所
- ③ 収集運搬業者名および車両番号、ならびに許可証番号(積込み場所と積降ろし場所)と許可期限(ただし、自社運搬の場合を除く)
- ④ 搬入品目
- ⑤ 搬入数量(重量)

#### (2) 処理時

- ① 処理年月日
- ② 処理数量(重量)
- ③ 発生残さ量(重量)
- ④ 再生品製造量(重量)

(3)搬出時(処理残さ)

- ① 搬出年月日
- ② 最終処分業者名および処分場名
- ③ 収集運搬業者名および車両番号、ならびに許可証番号(積込み場所と積降ろし場所)と許可期限(ただし、自社運搬の場合を除く)
- ④ 搬出品目
- ⑤ 搬出量(重量)

(4)出荷時(再生品)

- ① 出荷年月日
- ② 出荷先
- ③ 収集運搬業者名および車両番号、ならびに許可証番号(積込み場所と積降ろし場所)と許可期限(ただし、自社運搬の場合を除く)
- ④ 出荷品目
- ⑤ 出荷数量(重量)

## 1.2 安全衛生対策

(1)労働安全衛生のために、特に次の事項について取り組みをおこなうこと。

- ① 安全衛生委員会または安全推進委員会など、安全管理のための社内体制を整備すること。
- ② 安全目標を立案し、定期的に安全衛生委員会または安全推進委員会などを開催すること。
- ③ 幹部のみならず、すべての従業員(事務職社員も含む)を対象に安全教育を徹底すること。
- ④ すべての従業員に対し、労働安全衛生法に定める雇入れ時の健康診断、年1回の定期健康診断および必要に応じて特定業務従事者の健康診断をおこない、その健康診断の結果に基づき事後措置の徹底を図ること。
- ⑤ メンタルヘルス対策および過重労働による健康障害防止対策を適切に講じること。
- ⑥ 安全靴、保護メガネ、保護衣などの保護具を備え、常に安全な状態を保つよう点検、整備をおこなうとともに、作業時には必ず従業員に着用させること。
- ⑦ 事故情報などを蓄積して整理し、体系化・文書化することによって、過去の経験を従業員の安全教育に反映させて同様事故の発生防止に努めること。

(2)その他、『産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説』、『安全衛生チェックリスト』、『廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル』を参考とすること。

## 1.3 事故時の対応

(1)平時から、緊急時に備えて「事故時の対応手順」をあらかじめ定め、従業員に周知しておくこと。

(2)事故の対応および事故後の措置として、以下の事項について検討し、実施できるように平時から模擬訓練を実施しておくこと。

- ① 事故時の応急措置  
・人命救助

- ・ 事故の拡大防止
- ・ 警察署および関係機関への連絡の義務の遂行
- ・ 周辺住民への通知
- ② 事故後の措置
  - ・ 事故原因の調査(内在する根本原因の調査)
  - ・ 事故再発防止対策の立案・策定
  - ・ 関係機関への報告書の提出

#### 1.4 業界活動

- (1) 産業廃棄物協会の会員になり、業界活動に積極的に参加すること。
- (2) 産業廃棄物協会でおこなう不法投棄撤去作業など、社会貢献活動に積極的に協力すること。

### 第3章 排出事業者と処理業者の連携

#### 1 連携の必要性

建設廃棄物の適正な処理およびリサイクルの推進を確保するために、収集運搬業者ならびに中間処理業者は、排出事業者およびリサイクル業者との間で、相互に連絡調整に努め、建設廃棄物の取り扱いを適正におこなうこと。

#### 2 責任範囲

- (1) 排出事業者から廃棄物の処理を受託できる者は、産業廃棄物処理業者であって、受託する産業廃棄物はその「事業の範囲」に含まれていなければならない。
- (2) 建設廃棄物の処理にあたっては、収集運搬と処分の受託者が異なる場合は、収集運搬、処分についてそれぞれ排出事業者と二者間による直接契約、料金の分離受け取りとなるよう要請し、それぞれの責任範囲を明確にすること。
- (3) 収集運搬または中間処理と合わせて解体工事を請け負う場合は、廃棄物処理と解体工事に関する契約を区分し、その責任範囲を明確にすること。

#### 3 解体

- (1) 解体廃棄物を処理する場合には、解体によって発生する廃棄物について必要な情報の提供を排出事業者に依頼し、確認すること。
- (2) 工場などの大規模解体においては、石綿含有産業廃棄物または廃石綿等の特別管理産業廃棄物の調査および有害重金属類などによる土壌汚染の調査結果の提供を排出事業者に依頼し、確認すること。
- (3) 木造住宅およびビル・マンションの改修もしくは解体においては、汚染石膏ボードの排出の有無の調査結果の提供を排出事業者に依頼し、確認すること。
- (4) 排出事業者に対し、発生の抑制や処理コスト面で有利な分別解体の推進を提案すること。
- (5) 解体廃棄物は、分別排出されたものを除いて処分先を中間処理施設または管理型処分場に限定することとし、処分施設と協議の上で条件などを満たした場合以外は直接安定型処分場に搬入してはならない。
- (6) 解体廃棄物の処理においては、その種類、数量、性状、処理方法、処理後ルート（リサイクル、処理残さの委託を含む）を排出事業者に報告できる体制を整えておくこと。

#### 4 建設汚泥

以下のいずれかの項目に該当するものの処理を受託した場合には、硬化したものであっても建設汚泥と同様に適正に処理できる体制を整備すること。また、環境保全上の観点からこれらの処理を施主および排出事業者に要請すること。

- ① セメントまたは薬剤などを使用した地盤改良工事より発生した土砂類。
- ② 掘削工事の過程で発生した土砂であって生活環境保全上支障をおよぼす恐れのあるもの。

#### 5 建設廃棄物の性状把握

排出事業者には建設廃棄物の種類、数量、性状、その他処理に必要な情報(WDSまたは化学物質等安全データシート (Material Safety Data Sheet ;MSDS) など)の提供を要請し、

処理および再生利用方法についてあらかじめ検討すること。

## 第4章 収集運搬

### 1 収集運搬の方法および注意事項

建設廃棄物の収集運搬にあたっては、『産業廃棄物収集運搬業社内管理体制構築のすすめ』を参考とし、以下の事項を順守すること。

- (1) 建設廃棄物の積込み時は、排出場所の作業条件(地形、積込み方法、荷姿、重量、他)を考慮し、原則として排出事業者の指示および立ち会いのもとに、作業の安全確保および周辺への迷惑防止(地域周辺事情、時間帯、天候、他)に配慮すること。
- (2) 駐停車時のアイドリング・ストップなどエコ・ドライブに心がけ、環境対策に配慮すること。
- (3) 収集運搬車両には、両側面に産業廃棄物の収集運搬の業に供する車両であることを表示するとともに、積込み場所と荷降ろし場所における産業廃棄物の収集運搬の許可証の写しを備え付けておくこと。
- (4) 交付を受けた紙マニフェスト 若しくは電子マニフェスト の使用を証する書面の写しを携行すること。
- (5) 分別排出をおこなっている場合には収集運搬過程で混合してはならない。
- (6) 飛散・流出を防止することができる構造の車両を使用すること。
- (7) 走行時にはシートを掛けるなどの飛散・落下防止策をとること。
- (8) 建設廃棄物の受領時には、排出事業所から建設廃棄物の種類、数量、形状などを記載した紙マニフェストを受け取り、紙マニフェストの記載内容と廃棄物の内容を確認すること。電子マニフェスト使用の場合にあっては、排出事業所から建設廃棄物の内容を記載した書面を受領すること。
- (9) 建設廃棄物の内容が契約内容と異なっている場合は受託しないこと。異常時には、措置方法について排出事業者および処分業者と連絡を取り合い適切に対処すること。
- (10) 廃石綿等および石綿含有産業廃棄物を収集運搬する場合は、『石綿含有廃棄物等処理マニュアル』を順守すること。
- (11) 過積載は違反で処罰されるばかりでなく、交通事故発生の可能性が増大することから、運搬車両の最大積載量を把握し、過積載にならないようにすること。
- (12) 建設廃棄物の運搬にあたっては、あらかじめ定めておいた運行経路に従って交通規則を順守して走行すること。
- (13) 建設廃棄物の積降ろしにあたっては、中間処理業者または最終処分業者の担当者との立ち会いのもとにおこなうこと。積込み時と同様の配慮をすること。

### 2 積替えまたは積替えのための保管

- (1) 積替えのための保管は輸送効率の向上のための行為であることを認識し、必要な場合を除きおこなわないこと。
- (2) 積替えのための保管をおこなう場合は本「指針」の定めに従って管理すること。
  - ① 迅速に処分施設に搬出できると見込まれる量を超えて積替保管施設に建設廃棄物を搬入しないこと。
  - ② 積替保管施設においては、自社搬入または自社搬出を原則とすること(船積みなどの場合は除く)。

- ③ 建設廃棄物を保管する場合においては、一日あたりの平均搬出量の7日分を超えて保管しないこと。また、積み上げ高さは基準値を順守すること。
  - ④ 積替保管施設では廃棄物の性状を変える行為を原則としておこなってはならない。そのため保管は、建設廃棄物の種類ごとに仕切壁を設けた分離保管とし、廃棄物の混合がないようにすること。また、仕切壁で仕切られた保管場所には建設廃棄物の種類(保管量、保管高さ)を表示すること。
  - ⑤ 積替保管施設において有価物の拾集、利用をおこなう場合は、あらかじめ排出事業者との委託契約書においてその旨を明らかにしておくこと。有価物を回収した場合はマニフェストに種類と拾集量を記載すること。また、電子マニフェストを使用する場合は、収集運搬業者は運搬終了報告時に有価物の拾集量を入力すること。
  - ⑥ 混合廃棄物が積替保管施設を経由した場合の処分先は、中間処理施設または管理型処分場を原則とし、安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の物が混入していないことが確実な場合を除き、直接安定型処分場に搬入しないこと。
- (3) 廃石綿等および石綿含有産業廃棄物は積替保管をおこなわず、処分施設に直送することを原則とする。やむを得ず積替保管をおこなう場合は、『石綿含有廃棄物等処理マニュアル』を順守すること。
- (4) 積替保管施設は周辺の生活環境に影響をおよぼさないように、以下の要件を備えた構造とすること。
- ① 敷地周囲に囲いまたは塀などを設置し、みだりに部外者の立ち入りなどができないようにすること。
  - ② わかりやすい位置に建設廃棄物の積替えまたは積替えのための保管施設であることおよび保管場所の管理者の氏名または名称ならびに連絡先を表示すること。
  - ③ 汚水などが地下に浸透することを防止するために、不透水性の舗装を施すとともに、必要な排水溝や油水分離槽または汚水処理設備などを設けること。
  - ④ 可燃性の建設廃棄物を保管する箇所には、適宜、防火設備、散水用設備を設けること。

## 第5章 中間処理

### 1 建設廃棄物の性状把握

建設廃棄物の処分を受託する場合は、排出事業者には建設廃棄物の種類、数量、性状、その他処理に必要な情報(WDSまたはMSDSなど)の提供を要請し、処理および再生利用方法についてあらかじめ検討すること。

### 2 搬入時の取り扱い

建設廃棄物の搬入時には契約内容およびマニフェストと相違がないか十分確認をし(有害物質、処理困難物が混入するなど)、適正処理が不可能な廃棄物は排出事業者から理由書を発行して返却するなどの措置をとり、受け入れを中止すること。

### 3 保管

中間処理施設における建設廃棄物の保管は、以下の点に注意すること。

- (1)処理前の建設廃棄物の保管は、定められた保管区域にておこなうこと。
- (2)搬入された建設廃棄物は速やかに処理すること。先に搬入されたものから順次処理することとし、保管量は可能な限り少量とすること。
- (3)一日あたりの処理量の14日分を超えて保管しないこと。
- (4)廃棄物の再生をおこなう処理施設において再生のために廃棄物を保管する場合は、一日あたりの処理量の28日分(アスファルト・コンクリートの破片にあつては70日分)を超えて保管しないこと。また、積み上げ高さは基準値を順守すること。
- (5)廃棄物の保管にあつては管理者を選任すること。

### 4 選別

- (1)前処理としての選別においては、資源回収・リサイクル率の向上、不適物の除去および残さ率の最小化に努めること。
- (2)選別施設は、中間処理の能力に応じて、手選別と機械選別の機能が十分活かされるよう、適切なラインの組み立てと人員の配置をおこない、その精度と効率の向上を図ること。
- (3)選別精度を確保するために、定期的に選別残さの熱しゃく減量を計測し、そのデータから処理方法や処分条件を決定し、運転管理を適切におこなうこと。
- (4)安定型処分場に搬出する選別残さは、熱しゃく減量を5%以下とし、かつ、選別の後におこなう安定型産業廃棄物の埋立処分がおこなわれるまでの間、安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入し、または付着することのないようにすること。

### 5 破碎

- (1)建設廃棄物の再資源化のために破碎をおこなう場合には、再生品の品質確保と需要確保に努めることとし、その在庫量が適正水準を超えないようにすること。
- (2)粉じん爆発防止策やトラブル発生時の安全確保策が十分配慮され実施されていること。
- (3)埋立を目的として破碎をおこなう場合には、最終処分場における安定性を確保するために、残さの最大径がおおむね15センチメートル以下となるようにすること(石綿含有産業廃棄物である場合を除く)。

## 6 汚泥の脱水、乾燥および造粒固化

- (1) 処理業としておこなう建設汚泥の脱水もしくは乾燥は、脱水機もしくは乾燥機などの施設設備を用いること。
- (2) 天日乾燥単独では業として成立が困難であることを認識すること。
- (3) 造粒固化は再泥化しないように建設汚泥と固化剤とを均一に混合すること。

## 7 廃石綿等および石綿含有産業廃棄物

廃石綿等および石綿含有産業廃棄物の中間処理にあたっては『石綿含有廃棄物等処理マニュアル』を順守すること。

## 8 焼却

- (1) 建設廃棄物の焼却をおこなう場合は、焼却不適物の事前選別を徹底し、『ダイオキシン類発生抑制対策のための産業廃棄物焼却処理自主基準』に従うこと。
- (2) 焼却の目的の一つは廃棄物の最終埋立処分に際しての輸送コストの低減、および処分場の延命を図ることにあるが、積極的に回収エネルギーの有効利用を図ること。
- (3) 定期修理に伴う休炉やトラブル発生に伴う操炉停止時には、予測されるリスクを充分把握し安全作業を確保すること。またこれをマニュアル化しておくこと。

## 9 中間処理施設の構造

中間処理施設は、廃棄物処理法および関係法令による処理施設の構造基準を満たすために、以下の項目を順守すること。

- (1) 事業に支障のない有効面積を確保すること。
  - ① 処理にあたり適正な作業をおこなうに足りる十分な規模を有すること。
  - ② 施設内で搬入車両の積降ろし、方向転換および待機などができる広さであること。
- (2) 施設の構造が適切であること。
  - ① 自重、積載荷重、地震などに対して、十分耐えうる構造であること。
  - ② 施設の構造物にあつては、建築基準法において定められた設計基準に準拠すること。
- (3) 施設からの放流水質を適正に管理するために次の事項に配慮すること。
  - ① 必要に応じて適切な排水処理設備を備えること。
  - ② 排水処理施設の適切な運転および維持管理をおこなうこと。
  - ③ 排水の水質を常時監視して、施設外への放流基準を満足させるとともに、その結果を記録して保管すること。
  - ④ 排水を河川、湖沼、海洋などの公共用水域または下水道に放流する場合は、水質汚濁防止法、下水道法、条例などの放流基準に適合させること。
- (4) 環境衛生および防災上の処置が講じられていること。
  - ① 廃棄物の飛散を防止するために、必要に応じ散水設備、集じん設備を設けること。
  - ② 廃棄物の流出を防止するために、必要に応じ雨水の流入防止対策を講じ、防液(油)堤などの流出防止設備を設けること。
  - ③ 浸出水が地下に浸透することがないように不浸透性の舗装を施すこと。
  - ④ 騒音・振動を防止するため、必要に応じ低騒音型の重機を使用するほか、防音壁

- の設置、防振床の設置などの対策を講じること。
- ⑤ 公道の汚染防止のため洗車施設を設けること。
  - ⑥ 施設出入口口に接する前面道路の清掃、施設周囲の美化活動を適宜おこない、周辺の清潔を保持すること。
- (5) 施設の適切な管理をおこなうため、管理事務所を設置して施設技術管理者を常駐させ、作業中は常時監督者をおくこと。
- (6) みだりに部外者が立ち入らないようにするため、敷地周囲に囲いまたは塀などを設置し、入口には施錠できる門扉を設けること。
- (7) 外部から見やすい場所に表示板を掲げること。

## 10 施設の運転および維持管理

- (1) 適正な運転、維持管理をおこなうために以下の項目について管理表を作成・保管し、常に施設や設備の状況を把握しておくこと。万一、不具合が生じた場合には、管理者の指示に従い適切に対応すること。
- ① 日常点検
  - ② 定期点検(週・月・3ヶ月・6ヶ月・年、など)
  - ③ 運転日報
  - ④ 整備計画書および実施した整備の記録
  - ⑤ 使用部品類の管理・保管
  - ⑥ 放流水の管理(排水を放流する場合)
  - ⑦ 使用薬品類の管理・保管(薬品類を使用する場合)
- (2) 必要に応じ、作業場所の要所に作業指揮者または誘導員を配置して、作業者の安全確保に努めること。

## 11 中間処理後物の処理

- (1) 中間処理後物については可能な限り再資源化に努めること。
- (2) 再資源化できない処理残さは適正に最終処分すること。
- (3) 産業廃棄物の処理責任はあくまで最初に排出した者にあり、中間処理により処理責任に変更が生じることはない。したがって中間処理業者として、中間処理後の処分あるいはリサイクルについてその内容などの把握・管理を徹底し、排出事業者から情報提供を求められた時に対応できる体制(書類など)を整えておくこと。

### 11.1 埋立処分基準の順守

- (1) 中間処理後の廃棄物を埋立処分するにあたっては、最終処分場にそのまま処分できるように定められた中間処理をしなければならない。
- (2) 廃石綿等および石綿含有産業廃棄物の埋立処分をおこなうにあたっては、『石綿含有廃棄物等処理マニュアル』を順守すること。

### 11.2 委託する最終処分場確認

- (1) 常に最終処分場に関する情報収集につとめ、安定的かつ十分な処分場の確保に努めること。
- (2) 定期的に最終処分先の維持管理状況、残余容量などの現地確認をおこない、中間処理業者としての責任義務をはたすこと。

### 11.3 マニフェスト

- (1) 中間処理業者として二次マニフェストを交付すること。委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告(二次マニフェストのE票)を受けたときは、適正に終了したことを確認の上、一次マニフェストのE票に必要事項を記入して排出事業者に送付すること。電子マニフェスト使用の場合には、適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに必要事項を報告すること。
- (2) 最終処分先と廃棄物の種類及び処分の方法を確認すること。
- (3) 都道府県の条例、要綱などを必ず確認し、必要な届出などを確実にこなうこと。

### 11.4 搬出後の整備体制

- (1) 中間処理後の搬出から処分の体制を明確にすること。
- (2) 中間処理後の委託先を複数社とし、リスク管理をはかること。
- (3) 中間処理後の委託先、最終処分先の契約書を整備すること。
- (4) 許可証のコピーを整理・保管すること。

## 第6章 リサイクル

### 1 リサイクルの推進

- (1)リサイクルの意義は、廃棄物を適正に処理し材料などの資源として再利用して最終処分量の減量化、環境保全、資源の節約及び経済的効果を図ることにあり、積極的に取り組むこと。
- (2)分別排出及び分別解体の促進と分別収集に努めること。
- (3)中間処理施設では、リサイクル品を効率良く選別するための選別技術の向上とリサイクルルート の開発に努めること。
- (4)リサイクル製品の販路拡大の活動をおこなうこと。

### 2 リサイクルの品質確保

- (1)リサイクル製品の製造事業者であることを十分認識すること。
- (2)リサイクル事業を推進するためには、リサイクル製品の品質及び特性を管理すること。中でも特に人の健康ならびに生活環境保全上の安全性を確保すること。
- (3) リサイクル行為による騒音・振動・粉じんなどの二次公害を起こさないようにすること。
- (4)リサイクル製品の原料と称して建設廃棄物などの過剰保管をおこなわないこと。
- (5)建設汚泥のリサイクル品は土壌環境基準に合致させること。

■ 主な冊子などの入手先

タイトル(発行元)	発行年
『石綿含有廃棄物等処理マニュアル』 (環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)  <a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html</a>	平成 19 年 3 月
『廃棄物情報の提供に関するガイドライン－WDS ガイドライン－』 (環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)  <a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html</a>	平成 18 年 3 月
『産業廃棄物収集運搬業社内管理体制構築のすすめ』 (社団法人全国産業廃棄物連合会)  <a href="http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/05/kanritaisei.pdf">http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/05/kanritaisei.pdf</a>	平成 21 年 8 月
『産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説』 (厚生労働省 策定、社団法人全国産業廃棄物連合会 改訂)  <a href="http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/anzeneisei.pdf">http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/anzeneisei.pdf</a>	平成 15 年 3 月 (平成 20 年 5 月改訂)
『安全衛生チェックリスト』 (厚生労働省)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0303-2.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0303-2.pdf</a>	平成 15 年 3 月
『廃棄物処理業におけるリスクアセスメント マニュアル』 (厚生労働省)  <a href="http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/riskmanual.pdf">http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/riskmanual.pdf</a>	平成 20 年 2 月
『ダイオキシン類発生抑制対策のための産業廃棄物焼却自主基準』 (社団法人全国産業廃棄物連合会)  <a href="http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/05/diox.pdf">http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/05/diox.pdf</a>	平成 9 年 10 月 (平成 16 年 4 月改訂)

# 『建設廃棄物の適正処理』

～建設廃棄物処理の指針～

---

平成 11 年 8 月 発行  
平成 21 年 9 月 改訂(第二版)

作成：社団法人全国産業廃棄物連合会建設廃棄物部会  
発行：社団法人全国産業廃棄物連合会

〒106-0032

東京都港区六本木 3 丁目 1 番 17 号 第 2AB ビル 4F

Tel 03-3224-0811 Fax 03-3224-0820

---